

○ 文部科学省  
厚生労働省 令第四号

歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第九条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(指定基準)

第二条 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- 五〇九 (略)

(変更の承認又は届出を要する事項)

第四条 令第十一条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。)又は同項第八号に掲げる事項とする。

2 令第十一条第二項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。)とする。

別表(第二条関係)

基礎分野	科学的思考の基盤	単位数	五
	人間と生活		
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	七	七
	歯・口腔の構造と機能 歯科材料・歯科技工機器と加工技術		三

改正前

(指定基準)

第二条 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 別表の学科課程を有すること。
- 四 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師二人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- 五〇九 (略)

(変更の承認又は届出を要する事項)

第四条 令第十一条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、学科課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。)又は同項第八号に掲げる事項とする。

2 令第十一条第二項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、学科課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。)とする。

別表(第二条関係)

外国語	三〇
造形美術概論	一五
関係法規	一五
歯科技工学概論	五〇
歯科理工学	二〇

専門分野	有床義歯技工学	十二
	歯冠修復技工学	十三
	矯正歯科技工学	二
	小児歯科技工学	二
	歯科技工実習	十一
合計		六十二

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 歯・口腔くわうの構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。

三 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。

歯の解剖学	一五〇
顎口腔機能学 <small>がくくわう</small>	六〇
有床義歯技工学	四四〇
歯冠修復技工学	四四〇
矯正歯科技工学	三〇
小児歯科技工学	三〇
歯科技工実習	五二〇
小計	二、〇〇〇
選択必修科目	二〇〇
合計	二、二〇〇

備考

1 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学がくくわう、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。

2 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。

3 選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現に歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条第一号又は第二号の指定を受けている歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容その他の事項については、この省令による改正後の歯科技工士学校養成所指定規則第二条第三号及び第四号並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。